平成21年度 事 業 計 画

本連盟は、定款第3条に基づき、我が国の伝統と文化に培われた剣道の伝承と発展を図るとともに、大阪府におけるその普及振興をはかり、心身の錬磨による人間形成を通じ、府民の健全な心身の育成に資することを目指す。

このため、以下の基本方針および重点方策に基づき、平成21年度の事業を展開する。

社会情勢は、昨年末より突如として、アメリカより世界中を混乱に陥れる金融大恐慌が生じ、我が国経済も多大な影響を受け、幾万人の契約労働者が一瞬にして職を失うなど、雇用不安・生活困窮等大きな問題となっている。この先一日も早く安定した社会に回復することが望まれる。

このような状況の中、剣道の修錬を通じて、その精神をどのように社会で生かして行くかが重要な課題であろう。

本年度は新公益法人への移行、個人会員管理システムの導入など、精力的な対応をはかる。

I 基本方針

「剣道の理念」に則り、心技ともに高い水準の剣道人の育成を心がけ、府民各層へ剣道の普及振興を積極的にはかる。

定款第4条(事業)に定められた通り次の事業を行う。

Ⅱ 事業の重点方策

基本方針に基づき、次の事項を事業の重点方策とする。

- (1) 全日本都道府県対抗剣道優勝大会の開催
- (2) 全日本都道府県対抗少年剣道優勝大会の開催
- (3)審査の適正化を図る。
- (4) 各種講習の徹底を図る。
- (5) 地区活動の促進を図る。
- (6) 女子および少年剣道の普及振興を図る。
- (7) 個人会員管理システムの導入など、IT化の一層の推進を図る。
- (8) 安全および補償の確保を図る。
- (9) 公益法人制度改革に対応し、これに沿った組織・規約作り、また、財政面の均衡のとれたあり方を確立する。

Ⅲ事業の重点事項

(1) 全日本都道府県対抗剣道優勝大会

全剣連から第57回大会の主管を受託し、全国の47代表チームを歓迎し、大阪府における大切な大会として当連盟の総力を挙げて開催する。

日程は、全剣連の要請に基づき黄金週間初日の4月29日(祝)に開催する。

本年度からは全剣連の決定により、選手が女子2名に代わり高校生男子・大学生男子の選手構成になる。

(2) 全日本都道府県対抗少年剣道優勝大会の開催

引き続き、総務省・文部科学省の後援を得て、大阪市とともに第4回全日本都道府県 対抗少年剣道優勝大会を9月に主催する。

この大会を通じ、全国の少年剣士に、生涯剣道の目標と機会を与え、また剣道を通じて地域社会での幼少年の健全育成に資する。

この事業により、全国各都道府県剣道連盟主管のもとに中体連、道場連盟、スポーツ 少年団などが同じテーブルにつくこととなり、小学校から中学校まで一体化した連携の 実現に繋がる。

また、この大会は、大阪市のスポーツ振興方針と地域活性化への協力となっている。

(3) 審査の適正化

「称号・段位審査規則」に基づき、称号・段位審査の適切、公平な実施と審査業務および審査会の合理的運営を引き続き推進するとともに、府下 昇級審査会の運営方法についても統一をはかる。

- 1. 審査員選考委員会の機能発揮を図り、審査員の適正な選考を推進する。
- 2. 昇段審査を6回開催する。
- 3. 全剣連「五段以下の審査にかかわる基本方針」に基づき適正な運用を行う。
- 4. 府下 昇級審査会の運営方法についても統一をはかる。

全剣連より「級位審査を規則として整備し、初級者の剣道発展・普及に役立たせる」との方針が出された。昨年 12 月末に実態調査の依頼があり、全剣連よりの統一見解に基づいて検討する予定である。

(4) 各種講習会の徹底

「剣道の精神に則り、心技ともに高い水準の剣道人の育成に心掛け、各層へ剣道の普及を図り、活力ある剣道界の実現を目指す」と謳っている全剣連の基本方針に基づき、若手・中堅剣士の育成と、女子および少年の錬成、高段者のより高次元への育成を目標に各種講習会を開催し、この講習会を通じて剣の理法の理解と品格を有する剣道人の育成に努めるとともに、正しい剣道の普及、技術の向上に努める。指導者層には、審判講習・日本剣道形講習・指導法講習について、それぞれ各科目を年1回以上計3回以上受講していただくことが望ましいが、少なくとも年2回の受講を徹底させる。

講習会の主体となる日本剣道形、審判、指導法3科目を受講していただくことが重要

であるので、年4回開催する。また、指導法講習会において、救急救命・事故防止に関する講習会を組み入れ、安全管理に関する意識の向上を図るとともに、万が一の事故に対して備えを期する。

- 1. 全剣連の剣道中央講習会(西日本)に受講者を派遣し、派遣員による伝達講習を 八段以上の者に対して行う。
- 2. 審判講習会、日本剣道形、指導者講習会および女子講習会をそれぞれ年4回開催する。

全剣連講師による指導法講習会を年度初めに開催し、指導員の研鑽を進めるとと もに、資格更新を行う。連盟指導員は全員参加とする。

指導法の講習においては、「木刀による剣道基本技稽古法」を取り入れ、少年層の みならず中高年層にも、その普及に努める。

- 3. 地区、職域において開催される講習会に講師を派遣し、後援する。
- 4. 杖道・居合道普及のため、居合道・杖道各委員会において、全剣連の基本方針に 基づき、両道の理法の理解を推進するため講習会を開催する。

平成23年度に大阪府で開催される第38回全日本杖道大会が円滑に実施できるよう準備する。

(5) 地区活動の促進

地区委員会の育成・強化を図り、剣道の普及振興活動に対する指導、援助を行う。

- 1. 地区昇級審査の開催
- 2. 地区講習会の開催

9地区において、講習会をそれぞれ年1回以上開催し、低段者にも参加の道を開き、上記で述べたとおり、当連盟から講師を派遣し、後援する。

地区の競技会における審判技術向上を図るため、講習会の継続開催・内容充実に 努める。

3. 地区活動の活性化

合同稽古会、研修会、競技会を開催し、剣道技術の向上と普及に努める。

4. 社会体育指導員育成講習会の修了者については、希望者を大阪府人材バンク、大阪市体協のスポーツ指導者バンクに登録し、各地区に於ける活用を促進する。

また、平成 24 年度より実施される中学校での武道必修化について、関係官庁・関連団体との調整をはかり、積極的に臨む。

5. 広報活動の推進

剣道に対する理解、評価を高めるため、関係官庁、各種体育団体、報道機関等との関係の円滑化を図る。

また、剣道の普及振興のため、関係団体等への援助、協力に努め、普及事業を推進する。

(6) 女子および少年剣道の普及・振興

剣道は、幼年から高齢者に至るまでの生涯スポーツとして愛好されているが、少子化の一段と進むなかで、将来、より一層の普及振興を図るには、女子層および幼少年層への奨励、指導の充実が必要である。

1. 女子大会の開催

女性層へ剣道の普及推進のため、当連盟主催による女子大会を継続して開催する。

2. 女子層への指導

女子指導法講習会を3回、女子剣道講習会を1回、計4回開催する。講習会により、 技術向上と品格ある剣士の育成に努め、相互交流を深め、女子剣道の普及推進に努め る。また、参加者増をはかるため、受講資格段位制限を広げるなど検討する。

3. 強化

女子(国体、都道府県対抗大会等)および少年の大阪府代表チームの強化活動を継続して行う。

4. 中体連・高体連との関係

当連盟は中体連・高体連に対して後援を行い、(2)における小学校から中学校への連携を、高校にも繋いでいく。

また、8 月に大阪府で開催される全国高校総体 剣道大会に向け、強化・大会開催を援助する。

(7) I T化の推進

事務処理の簡便化、迅速化を実現し、情報発信機能を高める。また、個人会員管理 システムを導入し、会員の利便性を大幅に向上させるとともに、当連盟の財務体質強 化を図る。本年は会員人数把握のため、個人名を含めた正確な人員調査を各団体に依 頼する。

(8) 安全および保険

- 1. 事故防止のため、竹刀および剣道具の安全性の確認を励行する。居合刀の規格の遵守、日常点検の徹底を図る。
- 2. 事故防止については、日頃より相手に危害を与えるような危険な技などを自粛し、 心技ともに正しい剣道を普及させる。また、指導法講習会において、救急救命に関す る講習会を組み入れ、安全管理に関する意識の向上を図るとともに、万が一の事故に 対して備えを期する。

昨年、高槻市でのサッカー大会落雷事故の判決等により、今や「スポーツ事故とその法的責任」が社会的に大きく問題視されている。すべての大会・稽古会開催に当たっても主催者・指導者は高度な事故予知・判断能力が求められ、万全の態勢で臨まなければならない。平生より、それらを研修し、決断の勇気を持つ必要がある。

3. スポーツ傷害保険について、全会員の保険加入の推進をはかる。

当連盟の正会員の新規加入については、傷害保険加入を条件とし、全剣連少年剣道 教育奨励賞推薦についても、傷害保険加入を条件とする。

なお、この傷害保険に付帯して特定疾病(心筋梗塞、細菌性食中毒、熱中症、脱水

- 症)補償も付けるようにした。ただし、既往症で2ヵ月以内の再発による場合は免責になる場合がある。料金は傷害保険の金額と同じ。
- 4. 中高年者にあたっては、外傷のほかに生活習慣症がもとになって突発的な事故が練習中に生じることがあるので、日頃から注意が必要である。

以上